

# 狂犬病予防集合注射が始まります

飼い主は責任を持って必ず予防注射を受けさせましょう



## 【注射を受ける前に】

■犬の健康チェックをしてください。健康に不安のある犬は、かかりつけの獣医師に相談してください。

■狂犬病予防注射は集合注射だけでなく、動物病院でも受けることができますので、当日都合がつかない場合や犬の調子が悪い場合は動物病院をご利用ください。

## 【注射当日のこと】

■案内はがき・注射手数料(3,500円)・犬の登録カードを持参してください。

■犬の性格や健康状態を把握し、犬をしっかり抑えられる人が会場にお越しください。

### ■ 4月17日(水)

時間	注射会場
9:00 ~ 9:30	東桜谷公民館
9:40 ~ 10:10	西桜谷公民館
10:20 ~ 10:50	必佐公民館
11:00 ~ 11:30	日野公民館
13:30 ~ 14:00	鎌掛公民館
14:10 ~ 14:40	西大路公民館
14:50 ~ 15:20	南比都佐公民館

### ■ 5月12日(日)

時間	注射会場
8:30 ~ 8:40	南比都佐公民館
8:50 ~ 9:00	東桜谷公民館
9:10 ~ 9:30	西桜谷公民館
9:40 ~ 9:55	必佐公民館
10:05 ~ 10:15	鎌掛公民館
10:25 ~ 10:40	西大路公民館
10:50 ~ 11:05	日野公民館

**狂犬病予防注射手数料**  
3,500円

【料金の内訳】 狂犬病予防注射手数料 2,950円  
狂犬病注射済票交付手数料 550円

**犬の新規登録手数料**  
3,000円

※犬の登録がまだの場合は、予防注射手数料(3,500円)とは別に登録手数料(3,000円)が必要となります。

犬の登録・狂犬病予防注射は、法律で定められた飼い主の義務です。  
狂犬病に感染しないためにも、1年に1回必ず予防注射を受けさせてください。

◆問い合わせ先 交通環境政策課 環境政策担当 ☎0748-52-6578

# 森林環境税(国税)の課税が始まります

森林には、地球温暖化の防止、水源の維持、生物多様性の保全、土砂崩れや浸水などの自然災害の防止など、さまざまな機能があります。これらの機能を発揮させるためには、森林を整備する必要があります。それに必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税が創設されました。

## ○森林環境税とは

森林環境税は、令和6年度から国内に住所のある個人に対して、課税される国税です。

市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人に年間1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。

## ○令和6年度以降の個人住民税均等割および森林環境税の税率

個人住民税の均等割額については、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度までの10年間、臨時的に年額1,000円(町500円、県500円)が加算され、賦課徴収されていました。この臨時的措置が終了し、令和6年度より新たに森林環境税が導入され、個人住民税の均等割と併せて徴収されます。

税目		令和5年度 まで	令和6年度 から
国税	森林環境税	-	1,000円
個人 住民税	県民税均等割	2,300円	1,800円
	町民税均等割	3,500円	3,000円
合計		5,800円	5,800円

※県民税のうち800円は「琵琶湖森林づくり県民税」です。

## ○森林環境税が課税されない方(非課税基準)

以下に該当する方は、森林環境税が課税されません。

- ・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人

扶養親族の有無による非課税判定	
	前年の合計所得金額
控除対象配偶者および扶養親族のいずれもない場合	38万円以下
控除対象配偶者または扶養親族がいる場合	28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族)の人数+26万8千円で求めた金額以下

## ○森林環境譲与税は何に使われるの？

市町村においては、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発などの「森林整備およびその促進に関する費用」に充てることとされています。また、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援などに関する費用」に充てることとされています。

現在日野町では、公共施設の木質化や森林境界明確化などをはじめとした森林整備に関する事業、また小学校入学祝品として木製の引き出しの配布などに活用しています。

令和5年度 森林環境譲与税活用事例 ～公共施設の木質化～



必佐学童保育所 第3、第4太陽の子 保育室

◆問い合わせ先 税務課 住民税担当 ☎0748-52-6570 農林課 農林振興担当 ☎0748-52-6563